

徳島県告示第二百八十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和二年五月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

氏 名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関		指定年月日
			名 称	所 在 地	
秦 広樹	心臓血管外科	心臓機能障害	徳島大学病院	徳島市蔵本町二丁目五〇番地の一	令和二年四月一日
松本 亮祐	外科	呼吸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番	同
眞鍋 裕昭	整形外科	肢体不自由	同	同	同
坂東 左知子	内科	心臓機能障害	徳島市民病院	徳島市北常三島町二丁目三四番地	同
大塚 明廣	内科 精神科 胃腸科	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害	賛広診療所	阿波市阿波町南西谷七番地	同